

横断歩道は歩行者優先です!

～ゆずりあいと安全を、安全のためにできること～

横断歩道の歩行者優先は交通ルールの基本です。しかし、横断歩道や自転車横断帯で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールをしっかり守りましょう。

信号機のない横断歩道

県内の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は、全国平均の17.1%を下回る11.6%で、8割以上の車が一時停止をしていません。信号機のない横断歩道の手前には、標識とひし形の路面標示があります。通過する際は、歩行者等が周囲にいないかよく確認しましょう。

歩行者保護

横断歩道は歩行者が優先です。運転者は横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、一時停止しなければなりません。また、歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止できるように減速しましょう。

歩行者のルール

横断歩道のある道路で、歩行者による横断歩道以外の場所の横断、斜め横断、走行する自動車の直前横断に起因する交通事故が多く発生しています。横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点を横断し、横断歩道橋や横断用地下道があればできるだけ利用しましょう。

寄居警察署 ☎ 581・0110



お知らせ 住宅用火災警報器の設置状況調査結果について

深谷市消防本部では、5月に住宅用火災警報器設置状況調査を実施しました。結果は、深谷市消防本部管内(寄居町・深谷市)全体の設置率は78.2%で、昨年度から2.8%の上昇となりましたが、まだ設置されていない住宅が約20%あります。

住宅用火災警報器は、火災による熱や煙を感知し、警報音等でいち早く知らせることで火災を早期に発見し逃げ遅れを防ぐもので、平成20年6月から全戸への設置が義務化されました。未設置の住宅は早急に設置しましょう。なお、機器本体の交換時期の目安はおおむね10年となっています。設置義務化から10年以上が経過していますので、既に設置されている警報器についても、定期的に作動確認をしてください。



深谷市消防本部予防課 ☎ 571・0913

お知らせ 新型コロナウイルスの影響による傷病手当金の支給について

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方が、感染または発熱等の症状があり、感染が疑われたことで仕事を欠勤し、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなかった場合、傷病手当金を支給します。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の傷病によるものや、個人事業主、フリーランスの方(給与等の支払いを受けていない方)については対象となりません。申請を希望される方は、事前に町民課へお問い合わせください。なお、申請書等は町公式ホームページから取得できます。



町民課

- 国民健康保険について(☎内線113~115)
- 後期高齢者医療について(☎内線111~112)

開催します!
全国一斉養育費相談会

埼玉青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する電話相談会「全国一斉司法書士による手続支援のための養育費相談会」を開催します。

9月12日(土)午前10時～午後4時
相談電話番号

0120・567・301

※フリーダイヤル・当日のみ有効

他 秘密は厳守します。

満木法律登記事務所 満木葉子さん

0482・251271

実施します!
有害鳥獣駆除

鳥類による農作物被害防止のため、寄居猟友会が銃器による駆除を実施します。駆除従事者は、オレンジ色のベストを着用して駆除活動を行います。見かけた際は、付近で駆除を行っている可能性があり、事故防止にご協力を願います。

9月12日(土)、13日(日)の出から日没まで

折原地区、男衾地区

農林課 ☎ 内線402

お知らせ
桜沢小学校の来春就学予定者健康診断を実施します!

令和3年4月に桜沢小学校へ入学するお子さんを対象に、就学時健康診断を実施します。就学予定者には、保護者の方に通知書を郵送しますので、お忘れのないよう受診してください。

9月15日(火)

受付午後1時15分～1時25分
内科、歯科、視力、聴力、知能検査

開催します!
上級救命講習会

寄居・用土・折原・鉢形・男衾小学校については、本誌9月号でお知らせします。町教育総務課 ☎ 内線512

9月19日(土)

深谷市消防本部(深谷市上敷免858)

対町内または深谷市内に在住・在勤・在学の18歳以上の方

内 全年齢対象の心肺蘇生法や応急手当のほか、体位管理、搬送法等を行います。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式に合わせて講習会を実施します。詳細は深谷市ホームページをご確認ください。

9月1日(火)～18日(金)までに、深谷市消防本部警防課 ☎ 571・0914へ。

開催します!
見学してみませんか?
埼玉県環境整備センター

県環境整備センターでは、環境行政の理解を深めていただくため、祝日等を除く毎週火・金曜日は見学を受け入れています。特に水曜日は地元住民の方の見学日として、寄居町と小川町の方に限り受け入れを行っていますので、ぜひお申し込みください。

毎週水曜日(祝日等を除く)

午前の部 9時30分～11時30分
午後の部 1時30分～4時

対寄居町または小川町に在住の方

内 廃棄物最終処分場や彩の国資源循環工場、メガソーラー施設の見学

費 無料

申 複数人のグループで、事前に電話でお申し込みください。その後、ファックス等で見学申込書をご提出いただきます。

他 希望者には、役場または町内の公会堂からバスで送迎を行います。また、新

型コロナウイルス感染拡大防止のため、見学人数、見学施設の制限を行う場合があります。

開催します!
お出かけください!
寄居青少会第70回展

埼玉県環境整備センター管理運営担当

581・4070、

581・4047

半世紀以上の歴史を重ねた青少会の第70回展を開催します。会員の油彩画・水彩画の力作と、70回の記念展として歴代会長の作品を展示します。ぜひご覧ください。

9月25日(金)～27日(日)

午前9時～午後5時(27日は4時まで)

場 中央公民館集会所・美術室

費 無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅等で検温したうえでご来場ください。また、展示室内の混雑緩和のため入場制限を行う場合があります。

柴崎恵子さん

090・4000・7200

募集
ワークメイト大里会員

対大里地域内の中小企業に勤務している従業員および事業主、または大里地域外の中小企業に勤務して大里地域内に居住している従業員および事業主

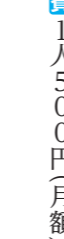
ワークメイト大里の主な事業

○結婚、出産、勤続祝金等の給付事業

○日帰り旅行、教養教室等を開催する福利厚生事業

○遊園地、映画館等の施設の各種利用補助事業

費 1人500円(月額)



▲詳細はコチラ

▶ 森林整備補助事業の基準額

事業名	補助対象経費	町基準額 (10アール当たり)	対象林齢
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	17,200円	5年生以下
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	30,400円	11年生以上 30年生以下
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰・搬出集積に要する経費	19,700円	

※事業規模は5アール以上が対象となります。
※徐間伐の本数間伐率は、おおむね20%以上が対象となります。

申請(財大里地域勤労者福祉サービスセンター)ワークメイト大里

524・6655

お知らせ
森林整備補助事業
基準額決定のお知らせ

令和2年度森林整備補助事業の町基準額が決まりましたのでお知らせします。詳しくは、本誌6月号をご覧ください。

農林課 ☎ 内線402